

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除について

平成 20 年 1 月 10 日

登録失効した下記農薬について、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を削除する。

| 農薬名 | 登録年月日 | 失効年月日 |
|------|------------------|------------------|
| DCPA | 昭和 36 年 4 月 18 日 | 平成 19 年 8 月 16 日 |

(参考)

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除を含め、今般の基準値設定等により、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定数は以下のとおりとなる。

1) 平成 18 年 8 月 3 日より前に登録申請された農薬に適用される基準値

| | |
|--|-----------------|
| 現行の基準値 | 1 2 6 農薬 |
| 今般、 | |
| 〔 基準を新規に設定するもの | 1 農薬 |
| 〔 基準を削除するもの | 1 農薬 |
| 合 計 | <u>1 2 6 農薬</u> |
| () 環境基本法に基づく水質環境基準 (健康項目) が適用される 1 農薬を含む。 | |
| また、現在告示の手続中にある農薬を含む。 | |

2) 平成 18 年 8 月 3 日以降に登録申請された農薬に適用される基準値

| | |
|--------------------|-------------|
| 今般、 | |
| 基準を新規に設定するもの | 1 農薬 |
| 合 計 | <u>1 農薬</u> |